

糸満市不当要求行為等対策条例

(趣旨)

第1条 この条例は、本市の事務事業に係る不当要求行為等に対し、組織として毅然と対処するとともに、これらを未然に防止するための組織的な体制を整備し、もって法令を遵守した公正な職務の執行を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「不当要求行為等」とは、公正な職務の遂行を損ない、又は損なうおそれがある次に掲げる行為をいう。

- (1) 市が行う全ての行為に関し、正当な理由なく、特定の個人又は法人その他の団体に対し有利又は不利な取扱いを要求する行為
- (2) 市が行う全ての行為に対し、正当な理由なく、その達成を妨害し、又は遅延させることを目的に行われる行為
- (3) 職員の採用その他の人事に関し、正当な理由なく、懲戒処分その他の行為を要求する行為
- (4) 職員に対し、正当な理由なく、その職務上知り得た情報の提供を求め、又は当該職員がその職務上なし得る特定の行為を求める行為
- (5) 正当な理由なく、長時間職員を拘束する行為
- (6) 職員に対し、自らの要求を実現するため、暴力的行為その他社会的常識を逸脱した手段を用いる次の行為
 - ア 身体の一部や器具を使って、故意に職員を傷つけようとする行為
 - イ 反論し得ない状況に追い込み、恐怖を感じる程度の脅迫行為
 - ウ 正常な業務が遂行できない程度の喧騒行為
 - エ 粗野又は乱暴な言動により嫌悪の情を抱かせる行為
 - オ 正当な権利行使を装い、金銭又は権利を不当に要求する行為
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市の事務事業の適正な執行並びに庁舎等の施設の保全及び秩序の維持に支障を生じさせる、又はそのおそれのある行為

2 この条例において「職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員並びに同条第3項に規定する特別職の職員のうち、市長、副市長、教育長及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年糸満市条例第44号）別表に掲げる職にあるもの並びに同法第22条の2第1項に掲げる職員をいう。

(市の責務)

第3条 市は、不当要求行為等への対策が実効性のあるものとなるよう、必要な措置を講じるものとする。

（職員の責務）

第4条 職員は、職務の執行に当たり、市民に対してその事務事業の内容について十分に説明し、理解と協力を得るための努力をしなければならない。

2 職員は、不当要求行為等に対しては、これを拒否しなければならない。この場合において、当該不当要求行為等が明らかに違法と認められる場合又は職員その他の者に危険が及ぶと危惧される場合には、上司の指示又は職員自らの判断により、警察への通報その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 職員は、不当要求行為等があったときは、直ちに次条に規定する対策責任者その他必要と認める職員に報告しなければならない。

（不当要求行為等防止対策責任者の責務）

第5条 市の組織内における不当要求行為等の予防、対策その他の措置を日常的に講ずるため、不当要求行為等防止対策責任者（以下「対策責任者」という。）を置く。

2 対策責任者は、課長その他課長に準ずる職にある者をもって充てる。

3 対策責任者は、日常的な予防策の徹底や職員の訓練、事案発生時の指示等を担当する。

4 対策責任者は、前条第3項の規定による報告を受けたときは、公正な職務の遂行を確保するために必要な措置を講ずるとともに、第8条に規定する糸満市不当要求行為等対策委員会（以下「対策委員会」という。）に報告しなければならない。

（市民等の責務）

第6条 何人も、職員に対して不当要求行為等をしてはならない。

（不当要求行為等対策相談窓口）

第7条 不当要求行為等への初期の対応その他不当要求行為等に発展するおそれがある事案に係る相談を受け付けるため、不当要求行為等対策相談窓口を置く。

（糸満市不当要求行為等対策委員会）

第8条 本市における不当要求行為等への対策を統一的に行うため、対策委員会を設置する。

2 対策委員会には委員長、副委員長及び委員を置く。

3 対策委員会は、第5条第4項の規定による報告を受けたときは、当該不当要求行為等への対応方針及び当該不当要求行為等に対し執るべき措置を協議検討し、その結果を市長及び対策責任者に通知するものとする。

(糸満市不当要求行為等審査会)

第9条 市に対する不当要求行為等への統一した対応を徹底し、公正な職務の執行を確保するため、糸満市不当要求行為等審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 対策委員会の対応方針及び措置について調査審議すること。
- (2) 不当要求行為等に対して市が執るべき措置について意見を述べること。
- (3) その他不当要求行為等に係る事項について審議すること。

3 審査会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(審査会への諮問)

第10条 第8条第3項の通知を受けた対策責任者が第11条に規定する措置を講じる場合、市長は審査会に諮問することができる。

(不当要求行為等に対する措置)

第11条 市長は、対策委員会から第8条第3項の通知を受けたときは、当該通知に基づき、当該不当要求行為等の行為者に対し、必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、前項に規定する措置を講じたにもかかわらず、当該不当要求行為等が止まないときは、当該不当要求行為等の行為者の氏名又は名称、不当要求行為等の内容その他必要と認める事項を公表することができる。

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該不当要求行為等の行為者に対し公表をする旨を通知し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該不当要求行為等が第2条第1項第6号に該当するときは、この限りでない。

(職員の保護)

第12条 市長は、職員が不当要求行為等を拒否したことにより、当該不当要求行為等の行為者から違法又は不当な権利侵害を受けることがないよう必要な配慮をするとともに、当該職員の公正な職務の遂行を確保するため、当該権利侵害を受けることとなった職員に対し、必要な援助、保護等の措置を講ずるものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。